

2024年1月19日

安芸高田市長 石丸伸二 様

安芸高田市議会  
議長 大下正幸



### 広報委員長への問合せについて（回答）

2024年1月17日付で照会の事について、この件については議会全体の事案であり広報委員長への問い合わせは止めて頂くよう申し入れます。今後、議会広報紙に係る疑義については議長に申し出て頂くよう通告いたします。さて、照会にある疑義については2023年12月11日付で回答した通りです。

なお、来年は、「議会だより」発行予算を計上しないとのことで大変憂慮しております。同誌は、議会基本条例第16条に基づいて、議会に関する情報を市民に対し具体的に提供する事により、憲法第21条が保障する市民の「知る権利」に奉仕するためのもので、国民主権原理を実質的なものとするものです。にも拘らず、その発行を阻むという企ては、市長自ら市民の知る権利を軽んじて憲法違反及び条例違反を犯すもので、断じて容認できない行為であることを申し添えます。